

第七十六号議案

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織は、東京都立病院条例を廃止する条例（令和四年東京都条例第 号）による廃止前の東京都立病院条例（昭和三十六年東京都条例第十三号）別表に掲げる東京都立広尾病院、東京都立大塚病院、東京都立駒込病院、東京都立東病院、東京都立多摩総合医療センター、東京都立神経病院、東京都立小児総合医療センター及び東京都立松沢病院とする。

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

（提案理由）

地方独立行政法人東京都立病院機構の設立に際し、当該法人に職員を引き継ぐ東京都の内部組織を定める必要がある。

第七十 六号議案

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例